

事務連絡
平成21年3月30日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）等により、平成20年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

【在宅】

(問4) 訪問看護指示書及び在宅患者訪問点滴注射指示書の様式を変更した、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について(平成21年3月19日付け保医発第0319001号)では、「この通知による改正前の別紙様式16による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。」とあるが、具体的な取扱い如何。

(答) 重度の褥瘡の患者について旧様式を使用する場合には、用紙の余白に褥瘡の程度(NPUAP分類Ⅲ度・Ⅳ度又はDESIGN分類D3～D5)を記載する方法で差し支えない。

また、重度の褥瘡でない患者については、旧様式の用紙を特段取り繕うことなく使用して差し支えない。

【訪問看護療養費】

(問6) 訪問看護療養費(Ⅱ)による訪問看護は生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所において行うことができるのか。

(答) 訪問看護療養費(Ⅱ)は精神障害者施設に入所している精神障害者を対象としているため、日中のサービスである生活訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所において行うことはできない。